

栃木県ゴルフ連盟 ジュニア育成委員会 会則

(名称)

第1条 本会は栃木県ゴルフ連盟ジュニア育成委員会（以下本会という）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を宇都宮市に置く。

(目的)

第3条 本会は栃木県ゴルフ連盟会則第3条に基づき、青少年にスポーツを通してゴルフ技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全なジュニアゴルファーを育成すると共に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ゴルフ教室等の開催
- (2) 研修会及び講習会
- (3) 会員相互の交流に関する事業
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な諸事業の企画・活動

(運営)

第5条 栃木県ゴルフ連盟分科委員会における、本会が行う。

(管理)

第6条 栃木県ゴルフ連盟分科委員会における、本会が行う。

(会員資格)

第7条 栃木県在住又は在学(小学校1年生から高校3年生)の18歳までの男女とする。

(入会金および年会費)

第8条 入会金 1,000円、年会費 2,200円とする。

(入会)

第9条 入会申込みは、親権者（父、母）又はその他の法定代理人が行い、申込みは募集要項に定めた手続きにより、入会金及び当該年会費を添える。

(退会および資格の喪失)

第10条

- (1) 19歳になると自動的に会員資格は喪失します
- (2) 年会費が未納の場合
- (3) 当団体の名誉を傷つける行為があった場合
- (4) 当団体が喪失を認めた場合
- (5) 本人が退会を希望する場合

第11条 退会の際は入会金および既納の会費は返却しない。

(役員及び理事会)

第12条 本会に次の役員を置く。

委員長 1名 副委員長 1名 事務局 1名 理事 若干名 監査 2名以内。

理事会において必要と認めた場合は顧問、特別会員を置くことが出来る。

第13条 理事会は委員長、副委員長及び理事をもって構成する。

理事会は、総会の招集及び総会に付議すべき議案、その他、会の目的を達するための重要な事項を決定する。

第14条 理事会は必要に応じ委員長が招集し、これが議長となる。理事会の決議は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第15条 役員はすべて名誉職とし、その任期は1年とする。任期は、選任された定期総会から翌年の定期総会終了時までとし、それぞれ重任を妨げない。

補欠選任による役員の補充任期は、前任者の残任期間とする。

第16条 理事会は本会運営上、分科委員会を設置する場合もある。

(総会)

第17条 総会は正会員をもって構成する。

第18条 (1) 定期総会は毎年1回、臨時総会は理事会が必要と認めたとき、委員長が招集する。総会の議長は委員長とする。

(2) 総会は、理事会が総会に付議する必要を認めた事項等決定する。

第19条 総会は委任状を含め5分の1以上の出席を要し、決議は出席過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会則)

第20条 会則の改訂は、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

第21条 本会則は平成28年11月24日から施行する。

平成31年4月6日一部改訂

令和6年1月31日一部改訂